

千葉県スポーツ指導者協議会規程

(名称)

第1条 本会は、「千葉県スポーツ指導者協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、県体協のスポーツ普及事業及び競技力向上事業に協力し、公認スポーツ指導者の研修を通じてその資質を高めるとともに、広く千葉県民のスポーツ振興と地域スポーツの発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本会 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度第9項第2号の規定により設置された千葉県スポーツ指導者協議会をいう。
- (2) 県体協 公益財団法人千葉県体育協会をいう。
- (3) 日体協 公益財団法人日本体育協会をいう。
- (4) 指導者制度 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度をいう。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、県体協に置く。

千葉県稲毛区天台町323番地 千葉県スポーツ科学センター内
TEL 043 (254) 0023 FAX 043 (254) 0990

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ指導者の研修会及び研究発表会の開催
- (2) 県体協各専門委員会との連携及び協力並びに市町村体育協会との連携
- (3) 各競技団体との連携と情報交換
- (4) 指導者制度により養成された指導者に義務づけられた研修会の開催
- (5) 日体協が委託する事業
- (6) その他本会の目的達成に関する事業

(組織)

第6条 本会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 日体協によって公認された指導者で、かつ、登録を完了した者
- (2) 県体協が必要と認めて養成した千葉県スポーツ安全指導者

2 本会に地域支部（以下「支部」という。）を設け、支部に関する事項は、別に定める。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 理事 15名
- (6) 監事 2名

2 必要により顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第8条 各支部は、本会の役員3名を推選する。

- 2 本会の役員は、支部から推選された役員の互選とする。
- 3 前項の規定により、本会の会長、副会長、理事長、副理事長及び監事に選出された支部は、その人数を補充するものとする。
- 4 顧問は、役員会で推薦し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、役員会の議決に基づいて事務を掌理し、役員会の決定事項を執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が不在のときは、その職務を代行する。
- (5) 理事は、会務を執行する。
- (6) 監事は、本会の会計及び業務を監査し、役員会及び県体協指導者委員会に報告する。

2 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とし、再任は妨げない。

(会議)

第11条 本会の会議は、役員会、四役会及び理事会とする。

2 会議は過半数の出席をもって成立し、議決は過半数をもって成立する。

(役員会)

第12条 役員会は、本会の最高議決機関とし、事業計画、予算、決算の承認等重要事項を審議する。

2 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(四役会)

第13条 四役会は、会長、副会長、理事長及び副理事長で構成し、役員会に上程する議案等重要事項を審議する。

2 四役会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(理事会)

第14条 理事会は、全理事で構成し、役員会で計画された事業等を執行する。

2 理事会は、理事長が招集し、理事長が議長となる。

(専門部会)

第15条 本会は、各種研究事業について専門部会を設けることができる。

2 専門部会の名称及び組織等は、役員会の議決事項とする。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、補助金及び寄付金をもって充てる。

2 本会の会費は、年額2,000円とする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会)

第18条 本会に入会しようとする者は、当該年度の会費を添えて申し込まなければならない。

(退会)

第19条 本会は、次の各号に該当したときは、退会した者とみなす。

(1) 日体協によって公認された資格を失効したとき。

(2) 会費の未納が確認されたとき。

(表彰)

第20条 本会の会員の表彰は、県体協の表彰規程によって表彰される。

2 日体協の表彰は、日体協指導者育成専門委員会で定められた表彰に推挙することができる。

3 この表彰は、県体協指導者委員会の承認を得るものとする。

(情報)

第21条 本会の情報は、毎年1回会員に報告するものとする。

(報告)

第22条 会長は、本会の人事、予算、決算及び業務を県体協指導者委員会に報告するものとする。

(細則)

第23条 この規程以外の事項については、細則を設け運用に支障のないようにするものとする。

2 細則の制定は、役員会の承認事項とする。

附 則

昭和56年 6月28日 施行

昭和58年 5月 8日 改正

平成 2年 5月 8日 改正

平成13年 4月 1日 改正

平成14年 4月 1日 改正

平成18年 4月19日 改正

平成20年 4月19日 改正

平成21年 4月10日 改正

平成24年 4月27日 改正

平成26年 4月18日 改正 顧問職設置

この規程は、平成29年3月14日改正し、平成29年5月19日から施行する。

千葉県スポーツ指導者協議会地域支部に関する事項

1 組織

千葉県スポーツ指導者協議会（以下「県協議会」という。）は、千葉県スポーツ指導者協議会地域支部（以下「支部」という。）を設ける。

支部は、千葉県民体育大会開催地域を基本とし、東部、西部、南部、北部及び中部の5支部とする。

2 役員の推選

各支部は、県協議会の役員3名を推選する。ただし、県協議会の会長、副会長、理事長、副理事長及び監事に選出された支部は、その人数を補充するものとする。

3 支部規程

支部の規程は、それぞれの地域性を考慮したものとする。

4 経費

支部の財源及び経費は、次のとおりとする。

- (1) 県協議会は、毎年度各支部へ、事業で要した経費を交付する。ただし、会員数に1,000円を乗じた金額を上限とする。
- (2) 各支部は、年度末までに当該年度の事業実績報告書を作成し、県協議会へ経費交付申請書を提出するものとする。
- (3) 各支部の経費は、県協議会交付金のほか事業参加料及び寄付金等で運営する。

5 事業

各支部は、組織の活性化を目的とした次の事業を展開する。

- (1) 公認スポーツ指導者の存在を掌握し、指導者の場を提供、確保することに努力する。
- (2) 地域スポーツ教室、地域スポーツクラブの活動助成等の委託事業を実施する。
- (3) 公認スポーツ指導者の資格更新のための講習会及び研修会を委託し、地方開催を活性化する。
- (4) 総合型地域スポーツクラブの組織化と安定型継続を支援する。
- (5) その他スポーツ指導者が関与する諸問題に対し迅速に対処する。

附 則

昭和56年 6月28日 施行

平成20年12月17日 改定

平成21年 4月10日 改定

この支部に関する事項は、平成29年3月14日改正し、平成29年5月19日から施行する。